

令和8年3月4日

署名議員 番  
番

令和8年3月中札内村議会定例会議案

中 札 内 村

## 提出議案目次

番号	件名
報告第 1 号	損害賠償額の決定についての専決処分の報告について
承認第 1 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
議案第 1 号	中札内村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 号	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号	中札内村老人保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号	中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号	中札内村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 6 号	中札内村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 7 号	中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号	中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号	中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 10 号	中札内村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 11 号	中札内村高校生育成支援金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 12 号	中札内村堆肥化处理施設に係る指定管理者の指定について
議案第 13 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算について
議案第 14 号	令和 7 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第15号	令和7年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
議案第16号	令和7年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第17号	令和7年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
議案第18号	令和7年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について
議案第19号	令和8年度中札内村一般会計予算について
議案第20号	令和8年度中札内村国民健康保険特別会計予算について
議案第21号	令和8年度中札内村介護保険特別会計予算について
議案第22号	令和8年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について
議案第23号	令和8年度中札内村簡易水道事業会計予算について
議案第24号	令和8年度中札内村公共下水道事業会計予算について

令和8年3月4日提出

中札内村長 川尻年和

## 報告第1号

### 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり認定こども園 中札内きらきら保育園における事故に係る損害賠償額を決定することについて専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 記

- 1 損害賠償額           4, 296円
  
- 2 相手方
  
  
- 3 専決年月日       令和8年1月20日

## 承認第1号

令和7年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

## 議案第1号

中札内村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村課設置条例（昭和34年条例第10号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

## 中札内村課設置条例の一部を改正する条例

中札内村課設置条例（昭和34年条例第10号）の一部を次のように改正する。  
第2条福祉課の項に次の1号を加える。

- （7） こども・子育て支援に関すること。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第2号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第12号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

## 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「37」を「38」に改める。

第2条第1項第3号中「（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）又は、職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所」を「（任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所」に改め、同項第4号中「新たに採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、」を「本村の要請により召致された職員がその任用に伴う移転のため、住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、」に改め、同項第5号中「帰任」を「帰住」に改め、「その扶養親族又は」を削り、同項第6号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している者をいい、」を「職員と生計を一にするものをいい、」に改め、同号中「主として職員の収入によって生計を維持している者」を「職員と生計を一にするもの」に改め、同項に次の1号を加える。

（8）旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、村と旅行役務提供契約（旅行者等が村に対して旅行に係る役務、その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、村が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第3条第5項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）」を削り、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、村が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令簿」を「旅行命令権者の発する旅行命令等」に改め、同条第3項中「を変更する」を「の変更をする」に改め、同項中「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条に次の1項を加える。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は規則で定める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条第1項中「宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。」を「宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。」に改め、同条第2項から第13項までを削る。

第10条中「宿泊料」を「宿泊費」に、「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改める。

第11条に見出しとして「（年度経過等による区分）」を付し、同条中「、職務の級の変更等」を

削り、「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを村長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第13条第1項中「の額」を削り、「及び座席指定料金による。」を「、座席指定料金及び寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用のうち、現に支払った額の合計額とする。」に改め、同項第3号中「運行している線路による旅行の場合、」を「運行する線路による旅行の場合には、」に、「運賃、料金」を「運賃及び料金」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 寝台料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、寝台料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第13条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「3」を削り、同項中「運賃及び急行料金」を「鉄道賃」に、「運賃及び急行料金」を「額」に改め、同項を同条第2項とする。

第14条中「船賃の額」を「船賃」に改め、同条中「及び」を「、」に改め、同条中「並びに座席指定料金による。」を「及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用のうち、現に支払った額の合計額とする。」に改め、同条第1号中「乗車」を「乗船」に改め、同条第3号及び第4号中「運賃、料金」を「運賃及び料金」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第15条第1項を次のように改める。

航空賃は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用のうち、現に支払った額の合計額とする。

(1) 搭乗に要する運賃

(2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第18条から第22条までを次のように改める。

(宿泊費)

第18条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、規則で定める額を上限とした実費額とする。

ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額が限度額を上回る場合には、旅行命令権者が認める宿泊費によることができる。

2 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(包括宿泊費)

第19条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第13条から第16条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費の合計額とする。

(転居費)

第20条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第22条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第21条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る日当及び宿泊費の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第22条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に規定する額とする。

(1) 赴任の際、家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、日当、宿泊費、包括宿泊費、着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第25条及び第26条を次のように改める。

(退職者等の旅費)

第25条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は帰住について、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める旅費とする。

(1) 職員が出張のための普通旅行中に退職等となった場合 出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための普通旅行中に退職等となった場合 赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 村長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める旅費とする。

(1) 職員が出張のための普通旅行中に死亡した場合 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための普通旅行中に死亡した場合 前号に定める旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)とする。

第27条ただし書中「及び食卓料」を削る。

第28条から第33条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第28条 鉄道賃は、第12条に規定する鉄道及び外国におけるこれに相当するものその他村長が別に定めるものを利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額のうち、現に支払った額とする。

(1) 運賃

- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第29条 船賃は、第14条に規定する船舶及び外国におけるこれに相当するものその他村長が別に定めるものを利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額のうち、現に支払った額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃及び車賃)

第30条 航空賃は、第15条に規定する航空機及び外国におけるこれに相当するものその他村長が別に定めるものを利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額のうち、現に支払った額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、運賃の等級が3以上に区分された航空機により移動する場合には、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

3 車賃の額は実費額による。

(日当、宿泊費及び包括宿泊費)

第31条 日当は、旅行先の区分に応じ別表第2の定額による。宿泊費は、第18条に規定する費用とし、包括宿泊費は、第19条に規定する費用とする。

第32条 削除

(渡航雑費)

第33条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用のうち、現に支払った額とする。

第34条中「の額」を削り、同条中「額は、」の次に「職員の外国における死亡（」を加え、同条中「別表第2の定額により支給する。」を「規則で定める場合に限る。」に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は930,000円とする。」に改める。

第35条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合」を「村以外の者から旅費の支給を受ける場合」に改め、「当該」を削り、「超えることとなる」を「越える」に、「支給

しない。」を「支給しないことができる。」に改める。

第36条中「第68条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条」を「第64条」に改め、同条中「労働基準法」を「同法」に改め、同条中「第68条又は船員法等48条」を「第64条」に改める。

第37条を第38条とし、第36条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第37条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第16条～第17条関係） 内国旅行の旅費

区分	車賃		日当		
	1キロメートルにつき	村外		甲地方	乙地方
		甲地方	乙地方		
村長等 一般職等	37円	2,400円	1,700円	2,400円	2,100円

備考1 甲地方とは東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市及び札幌市のうち職員等の旅費に関する規則（昭和61年規則第2号）で定める地域その他これらに準ずる地域で同規則で定めるものをいい、車賃の乙地方とは、甲地方を除くその他の市をいい、日当の乙地方とは、甲地方及び十勝管内各市町村を除く市町村をいう。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第31条関係） 外国旅行の旅費

区分	日当（1日につき）	
	甲地方	乙地方
村長等 一般職等	5,500円	4,600円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 議案第3号

中札内村老人保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例の制定について

中札内村老人保健福祉センター設置条例（昭和55年条例第27号）等の一部を改正する条例を次のように制定する。

## 中札内村老人保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例

(中札内村老人保健福祉センター設置条例の一部改正)

第1条 中札内村老人保健福祉センター設置条例（昭和55年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 村長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。

(中札内村中島農業センター設置条例の一部改正)

第2条 中札内村中島農業センター設置条例（昭和61年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 村長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。

(中札内村農村環境改善センター設置条例の一部改正)

第3条 中札内村農村環境改善センター設置条例（昭和59年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 村長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。

(中札内村まちなかキッチンスタジオ設置条例の一部改正)

第4条 中札内村まちなかキッチンスタジオ設置条例（令和5年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 村長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。

(中札内村豆資料館設置条例の一部改正)

第5条 中札内村豆資料館設置条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 村長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。

(中札内村カントリープラザ設置条例の一部改正)

第6条 中札内村カントリープラザ設置条例（平成6年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 村長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。

(中札内村地域集会所設置条例の一部改正)

第7条 中札内村地域集会所設置条例（平成10年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 村長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。

(上札内交流館設置条例の一部改正)

第8条 上札内交流館設置条例（平成25年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 教育長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。

(中札内村文化創造センター設置条例の一部改正)

第9条 中札内村文化創造センター設置条例(平成9年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 教育長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の基本使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。

(中札内交流の杜設置条例の一部改正)

第10条 中札内交流の杜設置条例(平成20年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 中札内村教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。

第6条第1項中「中札内村教育委員会教育長(以下「教育長」という。)」を「教育長」に改める。

第9条第4項中「定める額」の次に「を基準に村長が別に定めるところにより算定した額」を加える。

(中札内村ファミリースポーツセンター条例の一部改正)

第11条 中札内村ファミリースポーツセンター条例(昭和48年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 館長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。

(中札内村民プール設置条例の一部改正)

第12条 中札内村民プール設置条例(平成29年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 教育長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。

(中札内村日高山脈山岳センター設置条例の一部改正)

第13条 中札内村日高山脈山岳センター設置条例(平成3年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 村長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。

第7条第4項中「定める額」の次に「を基準に村長が別に定めるところにより算定した額」を加える。

(中札内村屋内多目的運動施設設置条例の一部改正)

第14条 中札内村屋内多目的運動施設設置条例(平成30年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 教育長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

## 議案第4号

中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例（平成28年条例第10号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

## 中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例（平成28年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「その保護者に」を削る。

第3条中「かつ現に本村に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記載されている乳幼児及び児童とする」を「次の各号の一に該当する乳幼児及び児童とする」に改め、同条ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 本村に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記載されている乳幼児及び児童
- (2) 本村に住所を有する保護者の乳幼児及び児童であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）及びその他法令に規定する学校に修学のため他の市区町村に転出し、当該市区町村においてこの条例と同等の医療費の助成を受けることができない乳幼児及び児童
- (3) その他村長が特に必要と認める乳幼児及び児童

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児及び児童
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童療育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児及び児童
- (3) 中札内村が実施する重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第20号）第3条に該当する乳幼児及び児童

第5条に次のただし書を加える。

ただし、第3条第1項第2号又は第3号に規定する受給資格者にあつてはこの限りではない。

第8条中「ときは、」の次に「受給資格者本人又は」を加える。

第9条第1号中「第3条」の次に「第1項」を加え、同条第3号を削る。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第5号

中札内村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
中札内村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

# 中札内村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 村長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

### 第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

2階	常用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋内階段</li> <li>2 屋外階段</li> </ol>
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 待避上有効なバルコニー</li> <li>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>4 屋外階段</li> </ol>
3階	常用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 屋外階段</li> </ol>
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>3 屋外階段</li> </ol>
4階以上の階	常用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ol>
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</li> <li>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</li> <li>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ol>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び北海道の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等

通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
- (3) 幼保連携型認定こども園
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

中札内村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
中札内村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

# 中札内村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
  - 第1節 利用定員に関する基準（第3条）
  - 第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）
- 第3章 雑則（第33条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、北海道、村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者の提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

#### （面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額

の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常

にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(揭示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下

この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して村が行う調査に協力するとともに、村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
  - (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
  - (3) 第18条の規定による村への通知に係る記録
  - (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用す

る。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第7号

中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村認定こども園条例（平成28年条例第29号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

## 中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例

中札内村認定こども園条例（平成28年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業第6条第5項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第3条第4号に規定する乳児等通園支援事業の実施を受けた子どもの保護者は、別表3の定めるところにより、保育料を翌月25日までに納付しなければならない。

別表2の次に次の1表を加える。

別表3（第6条関係）

乳児等通園支援事業徴収金額表

階層区分	定義	徴収金額（1時間当たり：円）
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0
B	市町村民税所得割合算額77,101円未満	100
C	A階層及びB階層を除く世帯	300

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第8号

中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村大規模草地育成牧場条例（昭和54年条例第7号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

## 中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例

中札内村大規模草地育成牧場条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表放牧料（1頭1日につき）の項村内牛の欄中「255円」を「315円」に改め、同項村外牛の欄中「310円」を「370円」に改め、同表舎飼料（1頭1日につき）の項村内牛の欄中「580円」を「700円」に改め、同項村外牛の欄中「790円」を「800円」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号

中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村定住促進条例（平成19年条例第9号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

## 中札内村定住促進条例の一部を改正する条例

中札内村定住促進条例（平成19年条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第5条第2項中「5年間」を「3年間」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の中札内村定住促進条例第5条の規定により奨励金の交付を受けている者及び令和9年度までに新たに固定資産税を課せられた者に対する奨励金の交付については、改正後の中札内村定住促進条例第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第10号

中札内村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について

中札内村営住宅管理条例（平成8年条例第18号）等の一部を改正する条例を次のように制定する。

## 中札内村営住宅管理条例等の一部を改正する条例

(中札内村営住宅管理条例の一部改正)

第1条 中札内村営住宅管理条例（平成8年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「一月分」を「二月分」に改める。

(中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正)

第2条 中札内村特定公共賃貸住宅管理条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「一月分」を「二月分」に改める。

(中札内村地域振興住宅管理条例の一部改正)

第3条 中札内村地域振興住宅管理条例（平成8年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「一月分」を「二月分」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に入居者として決定された者に対する敷金については、なお従前の例による。

## 議案第11号

中札内村高校生育成支援金条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村高校生育成支援金条例（令和3年条例第17号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

## 中札内村高校生育成支援金条例の一部を改正する条例

中札内村高校生育成支援金条例（令和3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「中札内村高校生育成支援金」を「中札内村高校生活全力サポート給付金」に改める。

第1条中「高校生育成支援金」を「高校生活全力サポート給付金」に改め、同条中「支援金」を「給付金」に改め、同条中「交付」を「支給」に改め、「より、」の次に「生徒の学校生活を応援し、」を加える。

第2条の見出し中「交付」を「支給」に改め、同条第1項中「支援金」を「給付金」に、「交付」を「支給」に改め、同条第2項中「支援金」を「給付金」に、「交付」を「支給」に改める。

第3条の見出し中「交付」を「支給」に改め、同条第1項中「支援金」を「給付金」に、「交付」を「支給」に改め、同項中「限り支援金を交付する。」を「限る。」に改め、同条第2項中「交付」を「支給」に改め、同条第3項中「交付」を「支給」に改め、同項第1号中「または」を「又は」に改め、同条第4項中「支援金」を「給付金」に改める。

第4条第1項中「支援金」を「給付金」に、「交付」を「支給」に改め、同条第2項中「支援金」を「給付金」に、「交付」を「支給」に改める。

第5条の見出し中「支援金」を「給付金」に改め、同条中「支援金」を「給付金」に、「交付」を「支給」に改め、同条第1号中「申し出」を「申出」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第12号

中札内村堆肥化処理施設に係る指定管理者の指定について

中札内村堆肥化処理施設に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体の名称  
有限会社中島機械センター
- 2 指定の期間  
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

議案第13号

令和7年度中札内村一般会計補正予算について

令和7年度中札内村一般会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第14号

令和7年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

令和7年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第15号

令和7年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

令和7年度中札内村介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第16号

令和7年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

令和7年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第17号

令和7年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について

令和7年度中札内村簡易水道事業会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第18号

令和7年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

令和7年度中札内村公共下水道事業会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第19号

令和8年度中札内村一般会計予算について

令和8年度中札内村一般会計予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第20号

令和8年度中札内村国民健康保険特別会計予算について

令和8年度中札内村国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり調製したので提出する。

## 議案第 21 号

令和 8 年度中札内村介護保険特別会計予算について

令和 8 年度中札内村介護保険特別会計予算を別冊のとおり調製したので提出する。

## 議案第 22 号

令和 8 年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について

令和 8 年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 23 号

令和 8 年度中札内村簡易水道事業会計予算について

令和 8 年度中札内村簡易水道事業会計予算を別冊のとおり調製したので提出する。

## 議案第 24 号

令和 8 年度中札内村公共下水道事業会計予算について

令和 8 年度中札内村公共下水道事業会計予算を別冊のとおり調製したので提出する。